

官報

号外 平成二十六年十一月十一日

○第百八十七回 衆議院會議録 第十二号

平成二十六年十一月十一日(火曜日)

議事日程 第七号

平成二十六年十一月十一日

午後一時開議

- 第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)
- 第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 議員辞職の件
- 原子力委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件
- 国家公安委員会委員長任命につき同意を求めるの件
- 特定個人情報保護委員会委員長任命につき同意を求めるの件
- 公安審査委員会委員長任命につき同意を求めるの件

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)

日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

議員辞職の件

○議長(伊吹文明君) まず、お諮りを申し上げます。

去る七日、議員後藤斎君から、今般、一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可願いたい旨の辞表が提出をされております。

辞職願

今般 一身上の都合により衆議院議員を辞職いたしたく御許可願います。

平成二十六年十一月七日

衆議院議員 後藤 斎

衆議院議長 伊吹 文明殿

○議長(伊吹文明君) これにつきお諮りをいたします。

後藤斎君の辞職を許可するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、辞職を許可することに決まりました。

原子力委員会委員長及び同委員任命につき同意を求めるの件

国家公安委員会委員長任命につき同意を求めるの件

特定個人情報保護委員会委員長任命につき同意を求めるの件

公安審査委員会委員長任命につき同意を求めるの件

○議長(伊吹文明君) 次に、お諮りをいたします。

内閣から、

原子力委員会委員長及び同委員

国家公安委員会委員

特定個人情報保護委員会委員

及び

公安審査委員会委員に

次の諸君を任命することにつき、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。

内閣から申し出中、

まず、

原子力委員会委員長に岡芳明君を任命することにつき、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同意を与えることに決しました。

次に、

原子力委員会委員に阿部信泰君及び中西友子君を、

公安審査委員会委員に川野辺充子君を

任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、いづれも同意を与えることに決まりました。

次に、

国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがって、同意を与えることに決しました。

平成二十六年十一月十一日 衆議院會議録第十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

二

次に、

特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君及び加藤久和君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、いづれも同意を与えることに決しました。

次に、公安審査委員会委員に板澤幸雄君を任命することについて、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、同意を与えることに決しました。

日程第一 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) それでは、日程第一に移ります。地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。

委員長(伊吹文明君) 報告を求めます。政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長山本拓君。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山本拓君登壇)

○山本拓君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及びその結果につきまして御報告を申し上げます。

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員または長の任期が平成二十七年三月から五月中旬に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するものであります。

その主たる内容は、次のとおりであります。統一地方選挙の期日を、都道府県及び指定都市の議会の議員及び長の選挙については平成二十七年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区の議会の議員及び長の選挙につきましては同四月二十六日とするものであります。

また、平成二十七年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員または長の任期満了による選挙につきましても、統一地方選挙の期日に行うことができるものとするものであります。

本案は、去る十月二十八日に本委員会に付託され、十一月六日に高市早苗総務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

ただいまの委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第二 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第二及び日程第三に移ります。

日程第二、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、日程第三、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、以上両案を一括して議題といたします。

委員長(伊吹文明君) 報告を求めます。法務委員長奥野信亮君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(奥野信亮君登壇)

○奥野信亮君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行うおととするものであります。

両案は、去る十一月四日本委員会に付託され、翌五日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、七日、質疑を行い、質疑を結局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、いづれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、両案を一括して採決いたします。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、両案とも委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第四 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 次に、日程第四、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長(伊吹文明君) 報告を求めます。安全保障委員長北村誠吾君。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(北村誠吾君登壇)

○北村誠吾君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、平成二十六年年度の給与改定及び給与制度の総合的見直しを内容とする人事院勧告を受けた一般職国家公務員の給与改定に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するなど所要の措置を講じようとするものでございます。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託され、十一月六日江渡防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。翌七日に質疑を行い、討論の後、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊吹文明君) 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第五 不当景品類及び不当表示防止法の

一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) 日程第五に移ります。不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。消費者問題に関する特別委員長鴨下一郎君。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(鴨下一郎君登壇)

○鴨下一郎君 たいいま議題となりました法律案につきまして、消費者問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、第百八十六回国会において成立した景品表示法等の一部を改正する等の法律において、景品表示法への課徴金制度の導入についての検討規定を踏まえ、不当表示規制の抑止力を強化するため、不当表示をした事業者に課徴金を課す制度を導入するとともに、あわせて一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、内閣総理大臣は、事業者が不当な表示を行った場合に、当該表示に係る商品または役務

の売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならないこと、

第二に、事業者が不当な表示に係る商品または役務の取引について、一般消費者であつて特定されたものに対する返金措置に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、その計画を期限内に実行した場合に、実施した返金措置における返金合計額を課徴金の額から減額するものとし、返金合計額が課徴金の額を上回る等の場合には課徴金の納付を命じないこと等であります。

本案は、去る十月二十九日本委員会に付託され、翌三十日有村国務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一月六日及び昨日質疑を行いました。同日、質疑終了後、直ちに採決を行った結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊吹文明君) 御異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をされました。

○議長(伊吹文明君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十分散会

出席国務大臣

総務大臣	高市 早苗君
法務大臣	上川 陽子君
防衛大臣	江渡 聡徳君
国務大臣	有村 治子君
国務大臣	塩崎 恭久君
国務大臣	山口 俊一君
国務大臣	山谷えり子君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る六日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

サイバーセキュリティ基本法

(通知書受領)

一、去る七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る七日、安倍内閣総理大臣から伊吹議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第六〇八号

平成二十六年十一月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

私は、平成二十六年十一月九日(日)午前九時二十分羽田空港発、十一月十七日(月)午後四時二十五分同空港着の予定で、中華人民共和国、ミャンマー連邦共和国及びオーストラリア連邦訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る七日、内閣を経由して特定個人情報保護委員会委員長堀部政男君から、次の報告書を受領した。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第五十六条の規定に基づき平成二十五年特定個人情報保護委員会年次報告書

(要求書受領)

一、去る七日、内閣から、原子力委員会委員長に岡芳明君を、同委員に阿部信泰君及び中西友子君を任命したいので、原子力委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、国家公安委員会委員に川本裕子君を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君及び加藤久和君を任命したいので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十条第三項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る七日、内閣から、公安審査委員会委員に板澤幸雄君及び川野辺充子君を任命したいので、公安審査委員会設置法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

三木 圭恵君

村岡 敏英君

辞任

田野瀬太道君

務台 俊介君

補欠

補欠

村岡 敏英君

三木 圭恵君

補欠

務台 俊介君

田野瀬太道君

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

一、去る七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員

辞任

補欠

一、昨日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
消費者問題に関する特別委員

辞任

補欠

東日本大震災復興特別委員

辞任

補欠

一、去る六日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

石原 伸晃君
上杉 光弘君
小田原 潔君

櫻田 義孝君
新藤 義孝君
橋 慶一郎君
棚橋 泰文君
若宮 健嗣君
小田原 潔君
鬼木 誠君
黄川田仁志君
桜井 宏君
中谷 真一君
永山 文雄君
前田 一男君
上杉 光弘君
石原 伸晃君
棚橋 泰文君
櫻田 義孝君
新藤 義孝君
橋 慶一郎君
若宮 健嗣君

(議案提出)

一、去る六日、議員から提出した議案は次のとおりである。
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外七名提出)

(議案受領)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

(議案送付)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案付託)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、参法第二二二号)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(内閣提出第二九号)

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(内閣提出第三〇号)

一、去る六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、参法第二二二号)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二二二号)

一、去る六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。
公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第百八十三回国会内閣提出、本院継続審査)

一、去る六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案(井坂信彦君外七名提出)

(議案通知)

一、去る六日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。
国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案(馬淵澄夫君外七名提出)

一、去る六日、参議院送付の次の本院提出案を可決した旨参議院に通知した。
サイバーセキュリティ基本法案(第百八十六回国会本院提出、参議院継続審査)

(議案通知書受領)

一、去る七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(質問書提出)

一、去る六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
自動車関連税制に関する質問主意書(中根康浩君提出)

一、昨十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
外務省におけるワインの保管体制等に関する再質問主意書(鈴木貴子君提出)

「撃ち方やめ」報道に関する質問主意書(辻元清美君提出)

GPIFにおける年金積立金の運用リスク等に関する再質問主意書(長妻昭君提出)
派遣労働者の労働災害等に関する質問主意書(長妻昭君提出)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
右
国会に提出する。

平成二十六年十月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
(選挙期日)

第一条 平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法昭和二十五年法律第百号第三十四条の二第一項又は第三項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては平成二十七年四月十二日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあつては同年二月二十六日とする。

2 平成二十七年六月一日から同年十月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができ、この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあつては同年一月十一日ま

で、市区町村の選挙管理委員会にあつては同年二十五日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成二十七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第百十七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成

二十七年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

一 都道府県知事の選挙 平成二十七年三月二十六日
二 指定都市の長の選挙 平成二十七年三月二十九日
三 都道府県等の議会の議員の選挙 平成二十七年四月三日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成二十七年四月十九日
五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成二十七年四月二十一日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)
第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合においては、適用しない。

(同時選挙)
第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ

公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。

3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第百四十七号)第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第五条 第一条の規定により平成二十七年四月十二日に行われる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月二十六日に行われる選挙又は公職選挙法第三十三条の二第二項(同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第六十八条第三項第二号、第八十六条第九項第三号、第八十六条の二第七項第二号(同法第八十六条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、及び第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百十九条の二及び第百十九条の五の規定を適用する場合に、同法第百十九条の二第一項に規定する期間及び同法第百十九条の五第一項から第三項までに規定する一定期間とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成二十七年三月一日から同月三十日まで

の間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙がなされているものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙がなされているものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十五日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第二号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十五日」とあるのは、「同年一月十一日」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の

任期が平成二十七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法第三十四条の二の規定(以下「九十日特例の規定」という。))により行う場合を除き、選挙の期日及び告示の日を次のとおりとすること。

選挙の期日	告示の日
平成二十七年四月十二日	同年三月二十六日
同年四月十二日	同年三月二十九日
同年四月十二日	同年四月三日
同年四月二十六日	同年四月十九日
同年四月二十六日	同年四月二十一日

2 平成二十七年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、選挙の期日及び告示の日を1に掲げる日とすることができるものとする。

3 九十日特例の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成二十七年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しないものとする。

4 同時選挙、重複立候補の禁止及び寄附等の禁止に関し、必要な規定を設けるものとする。

5 この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成二十七年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、

これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十六年十一月六日

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長 山本 拓

衆議院議長 伊吹 文明殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成二十六年十月七日 内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

判 事	区 分					報 酬 月 額
	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	東 京 高 等 裁 判 所 判 事	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	
一 号	二、〇五〇、〇〇〇円	一、四九五、〇〇〇円	一、四三四、〇〇〇円	一、三三八、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円	一、〇五五、〇〇〇円
二 号						九八四、〇〇〇円
三 号						八三四、〇〇〇円
四 号						七二〇、〇〇〇円
五 号						

判 事 補												簡 易 裁 判 所 判 事														
六 号	七 号	八 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	
六四六、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	四二七、九〇〇円	三九三、五〇〇円	三七〇、〇〇〇円	三四六、二〇〇円	三二三、五〇〇円	三〇七、八〇〇円	二八九、七〇〇円	二七九、一〇〇円	二五五、四〇〇円	二四六、四〇〇円	二三六、〇〇〇円	二二八、七〇〇円	八三四、〇〇〇円	七二〇、〇〇〇円	六四六、〇〇〇円	五八五、〇〇〇円	四四五、七〇〇円	四二七、九〇〇円	三九三、五〇〇円	三七〇、〇〇〇円	三四六、二〇〇円	三二三、五〇〇円	三〇七、八〇〇円	二八九、七〇〇円

第二条 裁判官の報酬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条中「九十八万四千円」を「九十六万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

十二号	二八九、七〇〇円
十三号	二七九、一〇〇円
十四号	二五五、四〇〇円
十五号	二四六、四〇〇円
十六号	二三六、〇〇〇円
十七号	二二八、七〇〇円

区 分	報 酬 月 額
最 高 裁 判 所 長 官	二、〇〇九、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事 官	一、四六五、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 判 事 官	一、四〇五、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 判 事 官	一、三〇一、〇〇〇円
一 号	一、一七四、〇〇〇円
二 号	一、〇三四、〇〇〇円
三 号	九六四、〇〇〇円
四 号	八一七、〇〇〇円
五 号	七〇五、〇〇〇円
六 号	六三三、〇〇〇円
七 号	五七三、〇〇〇円
八 号	五一五、〇〇〇円
一 号	四一九、二〇〇円
二 号	三八五、五〇〇円
三 号	三六二、六〇〇円
四 号	三三九、三〇〇円

判 事	補
五 号	三一七、〇〇〇円
六 号	三〇一、七〇〇円
七 号	二八四、一〇〇円
八 号	二七三、七〇〇円
九 号	二五〇、四〇〇円
十 号	二四一、五〇〇円
十一号	二三四、〇〇〇円
十二号	二二七、五〇〇円
一 号	八一七、〇〇〇円
二 号	七〇五、〇〇〇円
三 号	六三三、〇〇〇円
四 号	五七三、〇〇〇円
五 号	四三六、六〇〇円
六 号	四一九、二〇〇円
七 号	三八五、五〇〇円
八 号	三六二、六〇〇円
九 号	三三九、三〇〇円
十 号	三一七、〇〇〇円
十一号	三〇一、七〇〇円
十二号	二八四、一〇〇円
十三号	二七三、七〇〇円
十四号	二五〇、四〇〇円
十五号	二四一、五〇〇円
十六号	二三四、〇〇〇円
十七号	二二七、五〇〇円

附
則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(次条において「新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。(給与の内払)

第二條 新法の規定を適用する場合においては、
 第一條の規定による改正前の裁判官の報酬等に関
 する法律の規定に基づいて支給された報酬その
 他の給与は、新法の規定による報酬その他の
 給与の内払とみなす。
 (経過措置)

第三条 附則

第三条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日から引き続き裁判官である者で、その受ける報酬月額が同日において受けていた報酬月額に達しないこととなるものには、平成三十年三月三十一日までの間において、その受ける報酬月額が一部施行日の前日において受けていた報酬月額に達するまでの間、報酬月額のほか、その差額に相当する額を報酬として支給する。

2 一部施行日以降に新たに裁判官となった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による報酬を支給される裁判官との権衡上必要がある」と認められるときは、当該裁判官には、最高裁判所の定めるところにより、同項の規定に準じて、報酬を支給する。

理由

一般の政府職員^{（一）}の給与と改定に伴い、裁判官の報酬月額^{（二）}の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与と改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 一般の政府職員について、平成二十六年年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、判事補等の報酬月額についても、これに準じて引き上げること。

2 一般の政府職員について、給与制度の総合的見直しのため、平成二十七年年度から俸給月額を一部の号俸を除いて引き下げることに伴い、裁判官の報酬月額についても、これに準じて引き下げること。

3 1については公布の日から施行し、平成二十六年四月一日に遡って適用することとし、2については平成二十七年四月一日から施行するとともに、所要の経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 經費

本案施行に伴う平成二十六年年度の給与改定に要する経費は、約六億円である。

平成二十六年十一月七日

衆議院議長 伊吹 文明殿
法務委員長 奥野 信亮

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表を次のように改める。

別表(第二條關係)

区	分	俸給月額額
検事総長	一、四九五、〇〇〇円	
次長	一、二三二、〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	一、三二八、〇〇〇円	
その他の検事長	一、二三二、〇〇〇円	
一 号	一、一九八、〇〇〇円	
二 号	一、〇五五、〇〇〇円	
三 号	九八四、〇〇〇円	
四 号	八三四、〇〇〇円	
五 号	七二〇、〇〇〇円	
六 号	六四六、〇〇〇円	
七 号	五八五、〇〇〇円	
八 号	五二六、〇〇〇円	
九 号	四二七、九〇〇円	
十 号	三九三、五〇〇円	
十一号	三七〇、〇〇〇円	
十二号	三四六、二〇〇円	
十三号	三二三、五〇〇円	
十四号	三〇七、八〇〇円	
十五号	二八九、七〇〇円	
十六号	二七九、一〇〇円	

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。
 第九条中「六十四万六千円を六十三万三千円」に改める。
 別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分	検 事 長	検 事 次 長	俸 給 月 額
副 検 事	十七号		二五五、四〇〇円
	十八号		二四六、四〇〇円
	十九号		二三六、〇〇〇円
	二十号		二二八、七〇〇円
	一号		五八五、〇〇〇円
	二号		五二六、〇〇〇円
	三号		四四五、七〇〇円
	四号		四二七、九〇〇円
	五号		三九三、五〇〇円
	六号		三七〇、〇〇〇円
	七号		三四六、二〇〇円
	八号		三二三、五〇〇円
	九号		三〇七、八〇〇円
	十号		二八九、七〇〇円
	十一号		二七九、一〇〇円
	十二号		二五五、四〇〇円
	十三号		二四六、四〇〇円
	十四号		二三六、〇〇〇円
	十五号		二二八、七〇〇円
	十六号		二一六、七〇〇円
	十七号		二〇八、四〇〇円

東京高等検察庁検事長		その他の検事長		検事																						
一、三〇一、〇〇〇円	一、一九八、〇〇〇円	一、一七四、〇〇〇円	一、〇三四、〇〇〇円	九六四、〇〇〇円	八一七、〇〇〇円	七〇五、〇〇〇円	六三三、〇〇〇円	五七三、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円	四一九、二〇〇円	三八五、五〇〇円	三六二、六〇〇円	三三九、三〇〇円	三一七、〇〇〇円	三〇一、七〇〇円	二八四、一〇〇円	二七三、七〇〇円	二五〇、四〇〇円	二四一、五〇〇円	二三四、〇〇〇円	二二七、五〇〇円	一七三、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円	四三六、六〇〇円	四一九、二〇〇円	三八五、五〇〇円

副 検 事									
六号	七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号
三六二、六〇〇円	三三九、三〇〇円	三二七、〇〇〇円	三〇一、七〇〇円	二八四、一〇〇円	二七三、七〇〇円	二五〇、四〇〇円	二四一、五〇〇円	二三四、〇〇〇円	二二七、五〇〇円
十六号	十七号								
二二六、〇〇〇円	二〇八、二〇〇円								

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律(次条において「新法」という。)の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

(経過措置)

第三条 附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日から引き続き検察官である者で、その受ける

則第五条の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員の例により、地域手当を支給する。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うおとするもので、その内容は次のとおりである。

1 一般の政府職員について、平成二十六年度の給与改定のため、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げることに伴い、九号以下の俸給を受ける検事等の俸給月額についても、これに準じて引き上げること。

2 一般の政府職員について、給与制度の総合的見直しのため、平成二十七年年度から俸給月額を一部の号俸を除いて引き下げることに伴い、検察官の俸給月額についても、これに準じて引き下げること。

3 1については公布の日から施行し、平成二十六年四月一日に遡って適用することとし、2については平成二十七年四月一日から施行するとともに、所要の経過措置を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行うおとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決

すべきものと議決した次第である。

三 経費

本案施行に伴う平成二十六年度の給与改定に要する経費は、約四億円である。

右報告する。

平成二十六年十一月七日

法務委員長 奥野 信亮

衆議院議長 伊吹 文明殿

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年十月七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「五千六百九十円」を「六千三百五十円」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百五十五」を「百分の百七十一」に改める。

第二十四条の二第二項中「十二万五千五百円」を「十二万六千九百円」に改める。

第二十五条第二項中「十万八千三百円」を「十万九千四百円」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十一」に改める。

第二十五条の二第二項中「九万四千九百円」を「九万六千円」に改め、同条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十一」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

職 員 の 区 分	職務の級		級	
	号	俸 給 月 額	2 俸 給 月 額	級
	1	195,100	332,300	33
	2	196,800	334,600	34
	3	198,400	336,900	35
	4	200,100	339,200	36
	5	201,900	341,500	37
	6	203,600	343,800	38
	7	205,300	346,100	39
	8	206,900	348,400	40
	9	208,700	350,600	41
	10	210,600	352,800	42
	11	212,500	355,000	43
	12	214,400	357,200	44
	13	216,100	359,400	45
	14	218,100	361,400	46
	15	220,100	363,400	47
	16	222,100	365,500	48
	17	224,000	367,400	49
	18	226,700	369,400	50
	19	229,400	371,400	51
	20	232,100	373,400	52
	21	234,900	375,400	53
	22	237,800	377,400	54
	23	240,700	379,400	55
	24	243,500	381,300	56
	25	246,200	382,800	57
	26	249,000	384,700	58
	27	251,800	386,600	59
	28	254,600	388,500	60
	29	257,400	390,400	61
	30	260,000	392,400	62
	31	262,600	394,400	63
	32	265,200	396,400	64
				65
				66
				67
				68
				69
				70
				71
				72
				73
				74
				75
				76
				77
				78
				79
				80
				81
				82
				83
				84
				85
				86
				87
				88
				89
				90
				91
				92
				93
				94
				95
				96
				97
				98
				99
				100

官 報 (号 外)

再任用職員以外の職員					
69	352,900	453,800	105	404,900	335,400
70	355,000	455,300	106	405,900	
71	357,100	456,900	107	406,900	
72	359,200	458,500	108	407,900	
73	361,000	460,000	109	408,700	
74	362,900	461,000	110	409,600	
75	364,900	462,000	111	410,500	
76	366,800	462,800	112	411,300	
77	368,800	463,600	113	411,900	
78	370,500		114	412,600	
79	372,200		115	413,300	
80	373,900		116	414,000	
81	375,400		117	414,700	
82	376,900		118	415,500	335,400
83	378,400		119	416,100	
84	379,900		120	416,900	
85	381,000		121	417,500	
86	382,400		122	417,900	
87	383,800		123	418,400	
88	385,200		124	418,700	
89	386,500		125	419,100	
90	387,800		126	419,600	
91	389,100		127	420,100	
92	390,400		128	420,600	
93	391,700		129	421,000	335,400
94	392,900		130	421,500	
95	394,200		131	422,000	
96	395,500		132	422,500	
97	396,900		133	422,900	
98	397,900		134	423,400	
99	399,000		135	423,900	
100	400,100		136	424,400	
101	401,000		137	424,800	
102	402,000				
103	403,100				
104	404,200				
			再任用職員	277,500	
					335,400

別表第二 自衛官棒給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

[illegible]

再任職以外の員
再用員外職

[illegible]

[illegible]

(備考) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸海、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸海軍補、海軍補及び空軍補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(一) この表の陸海軍補、海軍補及び空軍補の二欄に定める額の俸給を支給する職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(二) この表の1等海佐及び1等空佐の二欄又は二欄に定める額の俸給を受け得る職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いた職員で政令で定めるものを除く)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

平成二十六年十一月十一日 衆議院會議録第十二号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「同条第二項中「指定職俸給表を同条第三項第一号口中「指定職俸給表」に改める。

第十八条の二の二中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を」六月に支給する場合には「百分の百五十五」に改める。

第二十二條の二第五項中「単身赴任手当」を削る。

第二十五條第三項及び第二十五條の二第三項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「を」六月に支給する場合においては「百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては「百分の百七十」を「百分の百五十五」に改める。

附則第六項中「五分の間を」平成三十年三月三十一日までの間に改める。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表(第四条―第五条関係)

職員の区分	職務の級		級	
	号	俸 給 月 額	2	俸 給 月 額
1	1	195,100	2	325,800
	2	196,800		328,000
	3	198,400		330,300
	4	200,100		332,500
2	5	201,900	3	334,800
	6	203,600		337,000
	7	205,300		339,300
	8	206,900		341,600
3	9	208,700	4	343,700
	10	210,600		345,800
	11	212,500		348,000
	12	214,400		350,100
4	13	216,100	5	352,300
	14	218,100		354,300
	15	220,100		356,300
	16	222,100		358,300
5	17	224,000	6	360,200
	18	226,700		362,100
	19	229,400		364,100
	20	232,100		366,100
6	21	234,700	7	367,900
	22	237,500		369,900
	23	240,100		371,800
	24	242,800		373,700

25	245,400	375,200
26	247,900	377,000
27	250,400	378,900
28	252,900	380,800
29	255,600	382,700
30	258,000	384,600
31	260,300	386,500
32	262,600	388,500
33	264,900	390,200
34	267,200	391,900
35	269,400	393,500
36	271,600	395,300
37	274,000	396,500
38	276,000	398,000
39	278,100	399,400
40	280,200	400,800
41	282,200	402,500
42	284,800	403,900
43	287,200	405,200
44	289,700	406,700
45	291,900	408,300
46	294,500	409,600
47	297,000	411,100
48	299,700	412,700
49	302,100	414,400
50	304,500	415,800
51	307,000	417,400
52	309,400	418,900
53	311,800	420,600
54	314,000	422,100
55	316,100	423,700
56	318,300	425,300
57	320,600	426,800
58	322,700	428,300
59	324,900	429,500
60	326,900	430,700
61	329,100	431,900
62	331,200	433,200
63	333,400	434,500
64	335,600	435,700

再任用職員以外の職員				再任用職員			
65	337,500	436,900	107	398,700	328,800		
66	339,700	438,100	108	399,600			
67	341,800	439,300	109	400,400			
68	344,000	440,500	110	401,300			
69	346,000	441,700	111	402,100			
70	348,000	442,900	112	402,900			
71	350,100	444,100	113	403,500			
72	352,100	445,300	114	404,200			
73	353,900	446,400	115	404,900			
74	355,800	447,000	116	405,600			
75	357,700	447,500	117	406,200			
76	359,600	448,000	118	406,700			
77	361,500	448,500	119	407,100			
78	363,200		120	407,500			
79	364,900		121	407,900			
80	366,500		122	408,200			
81	368,000		123	408,500			
82	369,500		124	408,700			
83	371,000		125	408,900			
84	372,400		126	409,200			
85	373,500		127	409,500			
86	374,900		128	409,700			
87	376,300		129	409,900			
88	377,600		130	410,200			
89	378,900		131	410,500			
90	380,200		132	410,700			
91	381,400		133	410,900			
92	382,700		134	411,200			
93	384,000		135	411,500			
94	385,100		136	411,700			
95	386,400		137	411,900			
96	387,600		138	412,200			
97	389,000		139	412,500			
98	390,000		140	412,700			
99	391,100		141	412,900			
100	392,100		142	413,200			
101	393,000		143	413,500			
102	394,000		144	413,700			
103	395,100		145	413,900			
104	396,200						
105	396,900						
106	397,800						

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

階級 職員の 区分	陸海空 将 将 空 将	陸海空 将 将 空 将	補 補 補	1 1 1	等 等 等	陸海空 佐 佐 佐	2 等陸佐 等海佐 2等空佐	3 等陸佐 等海佐 3等空佐	1 等陸尉 等海尉 1等空尉	2 等陸尉 等海尉 2等空尉	3 等陸尉 等海尉 3等空尉	准 陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1 等陸曹 等海曹 1等空曹	2 等陸曹 等海曹 2等空曹	3 等陸曹 等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1 等陸士 等海士 1等空士	2 等陸士 等海士 2等空士
号	俸給月額	(一)	(二)	(一)	(二)	(三)	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	705,000	705,000	511,800	460,700	448,400	393,900	341,400	314,700	272,600	246,900	238,900	230,300	223,800	223,600	215,000	191,900	176,500	176,500	161,600
2	760,000	760,000	515,000	463,700	450,400	396,600	344,400	316,900	274,500	248,900	239,900	232,500	226,000	225,800	217,200	194,900	178,400	178,400	163,400
3	817,000	817,000	518,200	466,700	452,400	399,300	347,000	319,100	276,400	250,900	240,900	234,700	228,200	228,000	219,400	197,900	180,300	180,300	165,200
4	894,000	894,000	521,400	469,700	454,400	402,000	349,600	321,300	278,300	252,900	241,900	236,900	230,400	230,200	221,600	200,900	182,200	182,200	167,000
5	964,000	964,000	524,700	472,800	458,200	404,800	352,100	323,400	280,000	255,000	242,800	238,900	232,500	232,300	223,600	203,900	184,100	184,100	168,700
6	1,034,000	1,034,000	527,900	475,800	458,200	407,500	355,000	325,800	281,700	257,000	243,800	240,900	234,300	234,300	225,800	206,600	186,000	186,000	169,700
7	1,106,000	1,106,000	531,100	478,800	460,200	410,200	357,900	328,200	283,400	259,000	244,800	242,900	236,500	236,300	228,000	209,300	189,200	189,200	172,800
8	1,174,000	1,174,000	534,300	481,800	462,200	412,900	360,800	330,600	285,100	261,000	245,800	244,900	238,500	238,300	230,200	212,000	189,800	187,100	171,700
9			537,600	484,800	464,300	415,600	363,500	333,100	286,800	263,100	246,900	246,700	240,300	240,200	232,300	214,500	191,800	188,100	
10			540,100	487,600	466,200	418,300	366,200	335,600	288,300	265,000	248,900	248,700	242,300	242,200	234,300	216,600	194,100	189,200	
11			542,600	490,400	468,100	421,000	368,900	338,100	289,800	266,900	249,800	249,600	243,300	243,200	235,300	218,700	196,400	191,300	
12			545,100	493,200	470,000	423,700	371,600	340,600	291,300	268,800	252,900	252,700	246,300	246,200	238,300	220,800	198,700	191,300	
13			547,500	495,800	471,800	426,500	374,100	343,100	292,800	270,700	254,900	254,600	248,100	248,000	240,100	223,000	201,000	192,300	
14			549,000	498,400	473,800	428,300	376,700	345,600	294,300	272,300	256,800	256,600	250,100	250,000	242,100	225,000	203,500		
15			551,000	501,000	475,800	431,100	379,300	348,100	295,800	273,900	257,800	257,600	251,100	251,000	243,100	227,000	206,000		
16			552,000	503,600	477,800	433,400	381,900	350,600	297,300	275,500	260,600	260,600	254,100	254,000	246,100	229,000	208,500		
17			553,600	506,200	479,600	435,700	384,400	352,900	298,800	277,100	262,400	262,400	255,900	255,800	247,900	230,800	210,800		
18			555,100	508,800	481,500	437,700	386,800	355,400	300,400	278,600	264,000	264,000	257,300	257,200	249,900	232,700	212,800		
19			556,600	511,400	483,400	439,700	389,200	357,900	302,000	280,100	265,600	265,600	258,700	258,600	251,900	234,600	214,800		
20			558,100	514,000	485,300	441,700	391,600	360,400	303,600	281,600	267,200	267,200	260,100	260,000	253,900	236,500	216,800		
21			559,600	516,500	487,200	443,700	393,900	362,700	305,200	283,100	268,700	268,700	261,600	261,500	255,700	238,500	218,700		
22			561,200	518,400	488,800	445,500	396,300	365,100	307,200	284,500	270,100	270,100	263,100	263,000	257,100	240,400	220,500		
23			562,800	520,300	490,400	447,300	398,700	367,500	309,200	285,900	271,500	271,500	264,600	264,500	258,500	242,300	222,300		
24			564,400	522,200	492,000	449,100	401,100	369,900	311,200	287,300	272,900	272,900	266,100	266,000	259,900	244,200	224,100		
25			565,900	524,000	493,400	451,000	403,400	372,400	313,300	288,700	274,400	274,400	267,400	267,300	261,400	246,200	225,700		
26			567,400	525,200	494,800	452,800	405,700	374,000	315,300	289,100	275,700	275,700	268,600	268,500	262,900	248,000	227,500		
27			568,900	526,400	496,200	454,600	408,000	377,000	317,300	291,500	277,000	277,000	270,000	269,900	264,400	249,800	229,300		
28			570,400	527,600	497,600	456,400	410,300	379,300	319,300	292,900	278,300	277,700	271,300	271,200	265,900	251,600	231,100		
29			571,900	528,600	498,900	458,100	412,400	381,500	321,400	294,400	279,500	279,100	272,600	272,500	267,200	253,300	232,700		
30			573,300	529,700	499,700	459,400	414,600	383,800	323,500	296,000	280,800	280,400	273,900	273,800	268,500	254,700	233,900		
31			574,700	530,800	500,500	460,700	416,800	386,100	325,600	297,600	282,100	281,700	275,200	275,100	269,800	256,100	235,100		
32			576,100	531,900	501,300	462,000	419,000	388,400	327,700	299,200	283,400	283,000	276,500	276,400	271,100	257,500	236,300		
33			577,300	532,900	502,100	463,200	421,200	390,600	329,900	300,600	284,600	284,200	277,800	277,700	272,400	258,800	237,300		
34			578,700	533,900	503,900	465,500	423,400	392,700	332,000	302,600	285,900	285,600	279,000	278,900	273,700	260,200	239,000		
35			580,100	534,900	505,700	465,500	425,600	394,800	334,100	304,600	287,200	286,900	280,200	280,100	275,000	261,600	240,600		
36			581,500	535,900	504,500	467,100	427,800	396,900	336,200	306,600	288,500	287,800	281,400	281,300	276,300	263,000	242,000		
37			582,700	536,700	505,100	468,200	429,800	399,100	338,400	308,400	289,600	289,000	282,600	282,500	277,600	264,200	243,200		
38			583,900	537,600	505,900	469,300	431,800	401,300	340,500	310,400	291,100	290,500	284,100	284,000	278,800	265,400	244,400		
39			585,100	538,500	506,700	469,800	433,800	403,300	342,600	312,400	292,100	291,500	285,600	285,500	280,000	266,600	245,600		
40			586,300	539,400	507,500	470,600	435,800	405,700	344,700	314,400	294,100	293,500	287,100	287,000	281,200	268,100	246,800		
41			587,400	540,100	508,100	471,400	437,800	407,800	346,700	316,200	295,700	295,100	288,600	288,400	282,400	269,200	248,000		
42			588,400	541,000	508,600	472,200	439,700	409,900	348,800	318,200	297,600	296,900	290,400	290,200	284,300	270,400	249,200		
43			589,400	541,900	509,100	473,000	441,600	412,000	350,900	320,200	299,500	298,700	292,200	292,000	286,400	271,600	250,400		
44			590,400	542,800	509,600	473,800	443,500	414,100	353,000	322,200	301,400	300,500	294,000	293,800	287,900	272,800	251,600		
45			591,200	543,500	510,000	474,400	445,300	416,300	354,900	324,300	303,300	302,300	295,900	295,700	289,000	274,000	252,800		
46				510,500	475,200	446,900	418,300	356,700	354,900	326,400	305,200	304,100	297,700	297,500	290,000	275,200			

47	511,000	476,000	448,500	420,300	358,500	328,500	307,100	305,900	299,500	299,300	291,800	276,400
48	511,500	476,800	450,100	422,300	360,300	330,600	309,000	307,700	301,300	301,100	293,600	277,600
49	511,800	477,400	451,700	424,300	362,200	332,700	310,900	309,400	302,900	302,800	295,300	278,800
50	512,300	478,100	452,900	425,500	364,700	334,700	312,800	311,200	304,700	304,600	297,000	280,200
51	512,800	478,800	454,100	426,200	366,200	336,700	314,700	313,000	306,500	306,400	298,700	281,600
52	513,300	479,500	455,300	427,900	368,200	338,700	316,600	314,800	308,300	308,200	300,400	283,000
53	513,600	480,100	456,600	428,900	370,100	340,700	318,600	316,700	310,200	310,100	302,100	284,200
54	514,000	480,700	457,800	429,800	371,900	342,700	320,600	318,500	312,000	311,800	303,800	285,700
55	514,300	481,300	459,000	430,700	373,700	344,700	322,600	320,300	313,800	313,500	305,500	287,200
56	514,800	481,900	460,200	431,600	375,500	346,700	324,600	322,100	315,600	315,200	307,200	288,700
57	515,300	482,600	461,300	432,600	377,100	348,600	326,600	324,000	317,400	317,000	308,800	290,100
58	483,200	462,200	463,100	433,600	379,000	350,300	328,500	325,900	319,200	318,800	310,400	291,600
59	483,800	463,800	464,000	434,600	380,900	352,000	330,400	327,800	321,000	320,600	312,000	293,100
60	484,400	464,000	464,000	435,600	382,800	353,700	332,300	329,700	322,800	322,400	313,600	294,600
61	485,000	465,000	465,000	436,400	384,500	355,500	334,300	331,700	324,400	324,000	315,300	295,900
62	485,500	466,200	466,200	437,200	386,300	357,200	336,200	333,700	326,400	325,800	316,800	297,200
63	486,000	466,800	466,800	438,000	388,100	358,900	338,100	335,700	328,400	327,600	318,300	298,500
64	486,500	467,000	467,000	438,800	389,900	360,600	340,000	337,700	330,400	329,400	319,800	299,800
65	487,000	467,500	467,500	439,400	391,600	362,400	342,000	339,500	332,200	331,300	321,300	300,900
66	487,500	468,000	468,000	440,200	393,200	364,200	343,800	341,200	333,900	332,900	322,800	302,100
67	488,000	468,500	468,500	441,000	394,400	366,000	345,600	342,900	335,600	334,500	324,300	303,300
68	488,500	469,000	469,000	441,800	396,400	367,800	347,400	344,600	337,300	336,100	325,800	304,500
69	489,000	469,500	469,500	442,500	398,100	369,400	349,300	346,200	338,900	337,800	327,300	305,500
70	490,000	470,000	470,000	443,300	399,400	371,200	351,100	348,000	340,600	339,500	328,700	306,300
71	490,500	470,500	470,500	444,100	400,700	373,000	352,900	349,800	342,300	341,200	330,100	307,100
72	491,000	471,000	471,000	444,900	402,000	374,800	354,700	351,600	344,000	342,900	331,500	307,900
73	491,500	471,500	471,500	445,500	403,200	376,500	356,300	353,300	345,800	344,500	333,000	308,700
74	492,000	472,000	472,000	446,300	404,400	378,300	358,000	355,100	347,500	346,300	334,400	
75	492,500	472,500	472,500	447,100	405,600	380,100	359,700	356,900	349,200	348,100	335,800	
76	493,000	473,000	473,000	447,900	406,800	381,900	361,400	358,700	350,900	349,900	337,200	
77	493,500	473,500	473,500	448,500	407,800	383,800	363,200	360,400	352,700	351,500	338,700	
78	494,000	474,000	474,000	449,200	408,900	385,500	364,900	362,100	354,400	353,100	340,200	
79	494,500	474,500	474,500	449,900	410,000	387,200	366,600	363,800	356,100	354,700	341,700	
80	494,800	475,000	475,000	450,600	411,100	388,900	368,300	365,500	357,800	356,300	343,200	
81	494,800	475,400	475,400	451,200	412,100	390,400	370,100	367,100	359,300	358,000	344,500	
82	495,000	476,000	476,000	452,400	413,700	393,400	373,700	368,600	360,900	359,400	345,900	
83	495,000	476,500	476,500	453,000	414,500	394,900	375,500	371,600	362,500	360,800	347,300	
84	495,000	477,000	477,000	453,500	415,100	396,500	377,100	373,100	364,100	362,200	348,700	
85	495,000	477,500	477,500	454,100	415,900	397,800	378,700	374,500	365,500	363,700	350,100	
86	495,000	478,000	478,000	454,700	416,700	399,100	380,300	376,900	366,900	365,300	351,400	
87	495,000	478,500	478,500	455,300	417,500	400,400	381,900	377,300	367,700	366,000	352,700	
88	495,000	479,000	479,000	455,700	418,200	401,600	383,400	378,800	369,000	367,600	354,000	
89	495,000	479,500	479,500	456,200	419,100	402,800	384,900	380,300	371,200	370,600	355,200	
90	495,000	480,000	480,000	456,700	420,000	403,900	386,400	381,800	372,700	372,200	356,400	
91	495,000	480,500	480,500	457,200	420,900	405,200	387,900	383,300	374,200	373,800	357,600	
92	495,000	481,000	481,000	457,700	421,600	406,400	389,500	384,900	375,700	375,400	358,800	
93	495,000	481,500	481,500	458,200	422,400	407,300	391,000	386,600	377,300	376,900	359,000	
94	495,000	482,000	482,000	458,700	423,200	408,200	392,500	388,300	378,800	378,400	360,200	
95	495,000	482,500	482,500	459,200	424,000	409,100	394,000	390,000	380,000	379,900	361,400	
96	495,000	483,000	483,000	459,700	424,600	410,000	395,400	391,500	383,800	381,400	362,600	
97	495,000	483,500	483,500	460,200	425,000	410,800	396,800	392,200	385,100	382,600	363,800	
98	495,000	484,000	484,000	460,700	425,000	411,800	398,200	394,100	386,400	383,800	365,000	
99	495,000	484,500	484,500	461,200	426,700	412,700	399,600	395,400	387,700	385,000	366,200	
100	495,000	485,000	485,000	461,200	426,700	412,700	399,600	395,400	387,700	385,000	367,800	

在職中の
任用職員
の職外費

101					485,200	461,700	427,400	413,500	400,800	386,600	388,800	386,000	368,700		
102					485,700	462,200	428,100	414,300	401,800	397,600	389,900	386,800	369,600		
103					486,200	462,700	428,800	415,100	402,800	398,600	391,000	387,600	370,500		
104					486,700	463,200	429,500	415,900	403,800	399,600	392,100	388,400	371,400		
105					487,000	463,700	430,300	416,700	404,700	400,600	393,000	389,200	372,300		
106						464,200	430,900	417,600	405,700	401,700	394,000	390,000	373,200		
107						464,700	431,500	418,500	406,700	402,800	395,000	390,800	374,100		
108						465,200	432,100	419,400	407,700	403,900	396,000	391,600	375,000		
109						465,500	432,700	420,100	408,600	404,800	397,100	392,400	375,700		
110						466,000	433,300	420,900	409,500	405,700	397,900	393,200	376,500		
111						466,500	433,900	421,700	410,400	406,600	398,700	394,000	377,300		
112						467,000	434,500	422,500	411,300	407,500	399,500	394,800	378,100		
113						467,300	435,000	423,100	412,200	408,500	400,400	395,600	379,000		
114						467,800	435,600	424,500	413,100	409,500	401,200	396,400			
115						468,300	436,200	425,200	414,000	410,500	402,000	397,200			
116						468,800	436,800	425,800	414,900	411,500	402,800	398,000			
117						469,300	437,300	426,500	415,700	412,300	403,700	398,800			
118						469,800	437,900	427,300	416,500	413,200	404,500	399,600			
119						470,300	438,500	428,000	417,300	414,100	405,300	400,400			
120						470,800	439,100	428,600	418,100	415,000	406,100	401,200			
121						471,300	439,600	429,300	418,900	415,700	407,000	402,000			
122						471,800	440,200	429,900	419,700	416,500	407,800	402,800			
123						472,300	440,800	430,500	420,500	417,300	408,600	403,600			
124						472,800	441,400	431,100	421,300	418,100	409,400	404,400			
125						473,300	441,900	431,700	421,900	419,000	410,300	405,200			
126						473,800	442,500	432,300	422,600	419,800	411,100	406,100			
127						474,300	443,100	432,900	423,200	420,600	411,900	407,000			
128						474,800	443,700	433,500	423,800	421,400	412,700	407,900			
129						475,300	444,300	434,100	424,400	422,000	413,500	408,600			
130						475,800	444,900	434,700	425,000	422,600	414,100				
131						476,300	445,500	435,300	425,600	423,200	414,700				
132						476,800	446,100	435,900	426,200	423,800	415,300				
133						477,300	446,700	436,500	426,800	424,400	415,900				
134						477,800	447,300	437,100	427,400	425,000	416,500				
135						478,300	447,900	437,700	428,000	425,600	417,100				
136						478,800	448,500	438,300	428,600	426,200	417,700				
137						479,300	449,100	438,900	429,200	426,800	418,300				
138						479,800	449,700	439,500	429,800	427,400	418,900				
139						480,300	450,300	440,100	430,400	428,000	419,500				
140						480,800	450,900	440,700	431,000	428,600	420,100				
141						481,300	451,500	441,300	431,600	429,200	420,700				
142						481,800	452,100	441,900	432,200	429,800	421,300				
143						482,300	452,700	442,500	432,800	430,400	421,900				
144						482,800	453,300	443,100	433,400	431,000	422,500				
145						483,300	453,900	443,700	434,000	431,600	423,100				

備考(一) 総合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の二欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の二欄又は三欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤続することと困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第五条から第九条まで、第十一条から第十四条まで及び第十六条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(防衛省の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項の改正規定を除く。附則第四条において「新法」という。の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

(適用日における最高の号俸を超える俸給月額)の切替え

第二条 平成二十六年四月一日(以下この条及び次条において「適用日」という。の前日において法第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(適用日における最高の号俸を超える俸給月額)の切替え

第三条 適用日前に職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この条及び附則第七条において同じ。)を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(適用日前の異動者の号俸の調整)

第四条 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(給与の内払)

第五条 平成二十七年四月一日(以下「切替日」という。の前日において法第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額は、防衛省令で定める。

(切替日における最高の号俸を超える俸給月額)の切替え

第六条 医師又は歯科医師である自衛官(法第六条第二項の規定の適用を受ける自衛官を除く。)の俸給月額は、第二条の規定による改正後の法別表第二の規定にかかわらず、平成二十七年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第七条 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び防衛省令で定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、防衛省令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第八条 切替日の前日から引き続き同一の関係俸給表(法別表第一若しくは別表第二、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。))別表第一、別表第六イ、別表第七、別表第八(イを除く。))、別表第十若しくは別表第十一、一般職の

任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七條第一項の俸給表又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六條第一項の俸給表若しくは同条第二項の俸給表をいう。以下この条において同じ。)の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(防衛省令で定める職員を除く。)には、平成三十年三月三十一日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(特定職員(法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうちその職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十四條の四第一項又は第四十四條の五第一項の規定により採用された者を除く。))及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官(法第六條第二項の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛隊法第四十五條の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。))をいう。以下この項において同じ。)にあっては、五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となつた日)以後、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額を俸給として支給する。

任付職員(第一項に規定する職員を除く。))について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

4 切替日以降に新たに関係俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して第一項又は前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、防衛省令で定めるところにより、これらの規定に準じて、俸給を支給する。

第九条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の五第二項及び法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号から第四号までの規定の適用については、法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十條の五第二項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)附則第八條の規定による俸給の額との合計額」と、法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第二号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する専門スタッフ職調整手当の月額(以下この項において「俸給月額対専門スタッフ職調整手当月額」という。))と、同項第三号及び第四号中「専門スタッフ職調整手当の月額」とあるのは「俸給月額対専門スタッフ職調整手当の月額」と読み替へるものとする。

2 前条の規定による俸給を支給される職員に関する法第二十七條の三第二項の規定の適用については、同項中受けていた俸給月額とあるのは「受けていた俸給月額と防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号。以下この項において

平成二十六年四月十一日 衆議院会議録第十二号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

平成二十六年十一月十一日 衆議院會議録第十二号 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

「平成二十六年防衛省給与改正法」といふ。附則第八條の規定による俸給の額との合計額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「政令で定める俸給月額」と同条の規定による俸給の額との合計額」と、「別表第二」とあるのは「平成二十六年防衛省給与改正法第二條の規定による改正前の別表第二」とする。

（平成二十七年三月三十一日までの間における昇給に関する特例）

第十條 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

号、以下「一般職給与改正法」といふ。）附則第九條の規定は、平成二十七年三月三十一日までの間における法第五條第二項において準用する一般職給与法第八條第七項の規定の適用について準用する。

（平成三十年三月三十一日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

第十一條 一般職給与改正法附則第十條の規定は、切替日から平成三十年三月三十一日までの間における法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の三第二項、第十一條の

五及び第十二條の二第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第十條の表中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替えるものとする。

（広域異動手当に関する特例）

第十二條 一般職給与改正法附則第十一條の規定は、切替日から平成二十八年三月三十一日までの間に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の八第一項の規定の適用について準用する。

（地域手当に関する経過措置）

第十三條 第二條の規定の施行の際現に法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の六の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る官署の移転に係る地域手当の支給に関する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項		同条第二項各号に定める割合をいう。以下
第三項	同条第一項	第十一條の三第一項
	同条第二項各号	防衛省給与法第十四條第二項において準用する平成二十六年一般職給与改正法第二條の規定による改正前の第十一條の三第二項各号
	同条第一項	第十一條の三第一項

2 第二條の規定の施行の際現に法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の七第一項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び切替日の前日において法第十四條第二項において準用する一般職給与改正法第二條の規定による改正前の一般職給与法第十一條の三若しくは一般職給与法第十一條の六の規定の適用を受けている職員が切替日にその在勤する官署を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する官署が切替日に移転した場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する法第十四條第二項において読み替えて準用する一般職給与法第十一條の七第一項の規定の適用については、同項中「第十一條の三第二項各号に定める割合又は第十一條の四の政令で定める割合をいふ」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四條第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

号）第二條の規定による改正前の第十一條の三第二項各号に定める割合をいふ」と読み替えるものとする。

（広域異動手当に関する経過措置）

第十四條 一般職給与改正法附則第十三條の規定は、切替日前に職員がその在勤する官署を異にして異動した場合又は職員の在勤する官署が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十一條の八第一項の規定の適用について準用する。

（政令への委任）

第十五條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、

政令で定める。
（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十六條 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第二十七條第三項中「単身赴任手当」を削る。

理由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 官民較差の是正のための改正

（一）自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学の学生（以下「学生」といふ。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定すること。
（二）営外手当の月額を六千三百五十円に引き上げること。

（三）常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十に引き上げること。

2 給与制度の総合的見直しのための改正
（一）自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸

給月額を一般職の国家公務員の例に準じて
改定すること。

(二) 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒
に支給される六学期及び十二学期の期末手
当の支給割合をそれぞれ百分の百五十五と
すること。

3 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行するこ
と。ただし、2は、平成二十七年四月一日
から施行すること。

(二) 1の(一)及び(二)は、平成二十六年四月一日
から適用すること。

(三) その他この法律の施行に関し必要な経過
措置等を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、防衛省の職員の給与等が一般職の国
家公務員の給与等との権衡を考慮して定められ
ている実情等に鑑み、妥当な措置と認め、これ
を可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する平成二十六年年度の経費は、
約二百四十三億円である。

右報告する。

平成二十六年十一月七日

安全保障委員長 北村 誠吾

衆議院議長 伊吹 文明殿

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正
する法律案

右

国会に提出する。

平成二十六年十月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改
正する法律

不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年
法律第百三十四号)の一部を次のように改正す
る。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条 第三条)

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な
表示の禁止(第四条 第六条)

第二節 措置命令(第七条)

第三節 課徴金(第八条 第二十五条)

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措
置(第二十六条 第二十八条)

第五節 報告の徴収及び立入検査等(第二十
九条)

第三章 適格消費者団体の差止請求権等(第三
十条)

第四章 協定又は規約(第三十一条 第三十二
条)

第五章 雑則(第三十三条 第三十五条)

第六章 罰則(第三十六条 第四十一条)

附則

第一章 総則

第二条第一項中「第十一条」を「第三十一条に改
め、同条第二項ただし書中「第二十条」を「第二十
条に改める。

第二十一条中「第十条第三項」を「第三十条第三
項」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十条第一項中「第十六条第一項」を「第三十
六条第一項」に改め、同条を第四十条とする。

第十九条中「第十六条第一項」を「第三十六條第
一項」に改め、同条を第三十九条とする。

第十八条第一項第一号及び第二項第一号中「第
十六條第一項」を「第三十六條第一項」に改め、同
条を第三十八条とする。

第十七条中「第九条第一項」を「第二十九條第
一項」に改め、同条を第三十七条とする。

第十六条の前の見出しを削り、同条第一項中
「第六條」を「第七條第一項」に改め、同条を第三十
六条とする。

第十五条を第三十五条とし、同条の次に次の章
名を付する。

第六章 罰則

第十四条を削る。

第十三条の見出し中「委任を」を「委任等」に改め、
同条に次の一項を加える。

2 第三十二条の規定は、内閣総理大臣が前項に
規定する内閣府令(第三十一条第一項の協定又は
規約について定めるものに限る。)を定めよう
とする場合について準用する。

第十三条を第三十四条とする。

第十二条第三項中「第六條」を「第七條第一項」に
改め、「命令」の下に、「課徴金納付命令」を加え、
「第八條の二第一項」を「第二十八條第一項」に、
「第九條第一項」を「第二十九條第一項」に改め、同
条を第三十三条とする。

第十一条を第三十一条とし、同条の次に次の一
条及び章名を加える。

(協議)

第三十二条 内閣総理大臣は、前条第一項及び第
四項に規定する内閣府令を定めようとするとき
は、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなけ
ればならない。

第五章 雑則

第十条の見出しを削り、同条第一項中「第二十
一条」を「第四十一条」に改め、同条を第三十条と
する。

し、同条の次に次の章名を付する。

第四章 協定又は規約

第九条の見出しを削り、同条第一項中「第六條」
を「第七條第一項」に改め、「命令」の下に、「課徴
金納付命令」を加え、同条を第二十九条とし、同
条の次に次の章名を付する。

第三章 適格消費者団体の差止請求権等

第八条の二第一項中「第七條第一項」を「第二十
六條第一項」に改め、同条を第二十八条とし、同
条の次に次の節名を付する。

第五節 報告の徴収及び立入検査等

第八条を第二十七条とし、第七條を第二十六條
とする。

第六条の見出しを削り、同条中「第三條」を「第
四條」に、「第四條第一項」を「第五條」に改め、同
条に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関
し、事業者がした表示が第五条第一号に該当す
るか否かを判断するため必要があると認めると
きは、当該表示をした事業者に対し、期間を定
めて、当該表示の真付けとなる合理的な根拠を
示す資料の提出を求めることができる。この場
合において、当該事業者が当該資料を提出しな
いときは、同項の規定の適用については、当該
表示は同号に該当する表示とみなす。

第六条を第七條とし、同条の次に次の一節及び
節名を加える。

第三節 課徴金

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為
(同条第三号に該当する表示に係るものを除
く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたとき
は、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該
課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引を

した当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を在庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめ

てから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の真付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）
第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又

は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項

3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。

4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含むものうち特定の者について不当に差別的でないものであること。

三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。

6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。

8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、

第一項の認定(第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。)を取り消さなければならぬ。

9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者(前条第八項の規定により同条第一項の認定(同条第六項の規定による変更の認定を含む。)を取り消されたものを除く。第三項において同じ。)は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置(当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。)において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定に

より計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。

3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

(課徴金の納付義務等)

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで並びに前二項及び次項の規定を適用する。

4 課徴金対象行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が当該課徴金対象行為に係る事実について報告徴収等(第二十九条第一項の規定による報告の徴収、帳簿書類その他の物件の提出の命令、立入検査又は質問をいう。以下この項において同じ。)が最初に行われた日(当該報告徴収等が行われなかつたときは、当該法人が当該課徴金対象行為について第十五条第一項の規定による通知を受けた日。以下この

項において「調査開始日」という。)以後においてその一若しくは二以上の子会社等事業者の子会社若しくは親会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。)又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。以下この項において同じ。)に対して当該課徴金対象行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人(会社に限る。)が当該課徴金対象行為に係る事業についての調査開始日以後においてその一若しくは二以上の子会社等に対して分割により当該課徴金対象行為に係る事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅したときは、当該法人がした課徴金対象行為は、当該事業の全部若しくは一部を譲り受け、又は分割により当該事業の全部若しくは一部を承継した子会社等(以下この項において「特定事業承継子会社等」という。)がした課徴金対象行為とみなして、第八条から前条まで及び前三項の規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第八条第一項中「当該事業者に対し」とあるのは、「特定事業承継子会社等(第十二条第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)」に對し、この項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して」と、第一項中「受けた者は、第八条第一項」とあるのは、「受けた特定事業承継子会社等(第四項に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項において同じ。)」は、第八条第一項の規定による命令を受けた他の特定事業承継子会社等と連帶して、同項とする。

5 前項に規定する「子会社」とは、会社がその総株主(総社員を含む。以下この項において同じ。)の議決権(株主総会において決議をするこ

とができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項において同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

6 第三項及び第四項の場合において、第八条第二項及び第三項並びに第九条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(課徴金納付命令に対する弁明の機会の付与)
第十三条 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(弁明の機会の付与の方式)

第十四条 弁明は、内閣総理大臣が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面(次条第一項において「弁明書」という。)を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第十五条 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、課

徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 納付を命じようとする課徴金の額
- 二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為
- 三 弁明書の提出先及び提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所)

二 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、前項の規定による通知を、その者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)、同項第三号に掲げる事項及び内閣総理大臣が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することによつて行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十六条 前条第一項の規定による通知を受けた者(同条第二項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。次項及び第四項において「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

二 代理人は、各自、当事者のために、弁明に関する一切の行為をすることができる。

三 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。

四 代理人がその資格を失つたときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(課徴金納付命令の方式等)

第十七条 課徴金納付命令は、文書によつて行い、課徴金納付命令書には、納付すべき課徴金の額、課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為並びに納期限を記載しなければならない。

二 課徴金納付命令は、その名宛人に課徴金納付命令書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

三 第一項の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

(納付の督促)

第十八条 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

二 内閣総理大臣は、前項の規定による督促をしたときは、その督促に係る課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

三 前項の規定により計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(課徴金納付命令の執行)

第十九条 前条第一項の規定により督促を受けた者が、その指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

二 課徴金納付命令の執行は、民事執行法(昭和

五十四年法律第四号)その他強制執行の手續に関する法令の規定に従つてする。

三 内閣総理大臣は、課徴金納付命令の執行に關する必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(課徴金等の請求権)

第二十條 破産法(平成十六年法律第七十五号)、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)、会社更生法(平成十四年法律第五十四号)及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の規定の適用については、課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び第十八条第二項の規定による延滞金の請求権は、過料の請求権とみなす。

(送達書類)

第二十一条 送達すべき書類は、この節に規定するもののほか、内閣府令で定める。

(送達に関する民事訴訟法の準用)

第二十二条 書類の送達については、民事訴訟法(平成八年法律第九十九号)第九十九条、第一百条、第一百三條、第一百五條、第一百六條、第一百八條及び第一百九條の規定を準用する。この場合において、同法第九十九條第一項中「執行官」とあるのは「消費者庁の職員」と、同法第一百八條中「裁判長」とあり、及び同法第一百九條中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

(公示送達)

第二十三条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第八八條の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

三 前条において準用する民事訴訟法第八八條の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

二 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を消費者庁の事務所の掲示場に掲示することにより行う。

三 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

四 外国においてすべき送達についてした公示送達にあつては、前項の期間は、六週間とする。

(電子情報処理組織の使用)

第二十四条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第二條第七号に規定する処分通知等であつて、この節又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしてゐるものについては、同法第四條第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の相手方が送達を受ける旨の内閣府令で定める方式による表示をしないときは、電子情報処理組織(同項に規定する電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)を使用して行うことができる。

二 消費者庁の職員が前項に規定する処分通知等に関する事務を電子情報処理組織を使用して行つたときは、第二十二條において準用する民事訴訟法第九九條の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該

事項を電子情報処理組織を使用して消費者庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第二十五条 内閣総理大臣がする課徴金納付命令その他のこの節の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。ただし、第十条第八項の規定に係る同法第十二条及び第十四条の規定の適用については、この限りでない。

第四節 景品類の提供及び表示の管理上の措置

第五条の見出しを「景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止に係る指定に関する公聴会等及び告示」に改め、同条第一項中「第二条第三項若しくは第四項若しくは前条第一項第三号の規定による指定若しくは第三条の規定による制限若しくは禁止を」を「第四条の規定による制限若しくは禁止若しくは前条第三号の規定による指定」に改め、同条第二項中「指定並びに制限及び禁止」を「制限及び禁止並びに指定」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第二節 措置命令

第四条第二項を削り、同条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条の次に次の一条、章名及び節名を加える。

（景品類及び表示の指定に関する公聴会等及び告示）

第三条 内閣総理大臣は、前条第三項若しくは第四項の規定による指定をし、又はその変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

2 前項に規定する指定並びにその変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第二章第三節の規定は、この法律の施行の日附則第七条において「施行日」という。）以後に行われた新法第八条第一項に規定する課徴金対象行為について適用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（消費者契約法の一部改正）

第五条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項及び第四十三条第二項第二号中「第十条第一項」を「第三十条第一項」に改める。

（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の一部改正）

第六条 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第六条」を「第七条第一項及び第八条第一項」に改める。

第十一条中「第四条第一項」を「第五条」に改める。

（調整規定）

第七条 施行日が行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十九号）の施行の日前である場合には、同法第二十八条のうち不当景品類及び不当表示防止法第十二条第十項の改正規定中「第十二条第十項」とあるのは、「第三十三条第十項」とする。

理 由

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 課徴金制度の導入

（一）自己の供給する商品又は役務の取引についてその商品又は役務の品質、規格その他の内容が実際のもの又は事実と相違して他の事業者に係るものよりも著しく優良であると一般消費者に対して示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示等について、内閣総理大臣は、当該表示等を行った事業者に対し、当該行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る売上額に百分の三を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならないものとする。

（二）内閣総理大臣は、（一）の命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が新不当景品類及び不当表示防止法第五条第一号の不当表示に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定め、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠

を示す資料の提出を求めることができることとし、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該表示は同号の不当表示と推定するものとする。

2 課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額を減額する制度の導入

1の(一)の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣総理大臣に報告したときは、その報告が当該課徴金対象行為についての調査があったことにより課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものでない限り、1の(一)により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。

3 返金措置の実施による課徴金の額を減額する等の制度の導入

(一) 5の(二)の通知を受けた者は、その対象期間において商品又は役務の取引を行った一般消費者であつて特定されているものから一般消費者の購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置(以下「返金措置」という。)を実施しようとするときは、その実施しようとする返金措置(以下「実施予定返金措置」という。)の内容等に関する事項を記載した実施予定返金措置計画を作成し、これを5の(二)の弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

(二) 実施予定返金措置計画には、(一)の認定の申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができるものとする。

(三) (一)の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置を実施したときは、遅滞なく、当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

(四) 内閣総理大臣は、(一)の認定の申請があつた場合において、実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること等の要件に適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならないものとする。

(五) 内閣総理大臣は、(一)の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)による返金措置が当該認定を受けた実施予定返金措置計画(以下「認定実施予定返金措置計画」という。)に適合して実施されていないと認めるときは、当該認定を取り消さなければならないものとする。

(六) 内閣総理大臣は、(一)の認定をしたときは、1の(一)にかかわらず、(七)の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じることができるものとする。

(七) 認定事業者は、(一)の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画の実施期間の経過後一週間以内に、内閣総理大臣に報告しなければならないものとする。

(八) 内閣総理大臣は、1の(一)の場合において、(七)の報告に基づき、(一)の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置で交付された金銭の額として

計算した額を課徴金の額から減額するものとする。

(九) 内閣総理大臣は、(八)により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、1の(一)にかかわらず、課徴金の納付を命じないものとする。

(十) 内閣総理大臣は、(一)の認定をしたとき若しくはこれを取り消したとき又は(九)により課徴金の納付を命じないこととしたときは、速やかに、事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

4 課徴金の納付義務等

(一) 課徴金納付命令を受けた者は、1の(一)、2又は3の(八)により計算した課徴金を納付しなければならないものとする。

(二) 1の(一)、2又は3の(八)により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(三) 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができないものとする。

5 課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与のための手続等の整備

(一) 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明を記載した書面(二)において「弁明書」という。)を提出する機会を与えなければならないものとする。

(二) 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限までに相当な期間において、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、納付を命じよ

うとする課徴金の額等を書面により通知しなければならないものとする。

(三) (二)の通知を受けた者は、代理人を選任することができるものとする。

(四) 課徴金納付命令その他の課徴金に係る処分については、一部を除き、行政手続法第三章の規定は適用しないものとする。

6 課徴金納付命令の執行のための手続等の整備

(一) 課徴金納付命令は、文書によつて行い、納付すべき課徴金の額、納期限等を記載しなければならないものとする。

(二) (一)の課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から七月を経過した日とする。

(三) 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならないものとする。

(四) 内閣総理大臣は、(三)の督促をしたときは、延滞金を徴収することができるものとする。

(五) (三)の督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行するものとする。

(六) (五)の課徴金納付命令の施行命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有することとし、その執行は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてするものとする。

(七) 課徴金納付命令に係る課徴金の請求権及び(四)の延滞金の請求権は、過料の請求権とみなすものとする。

(ハ) 書類の送達について所要の規定の整備を行うこと。

7 その他所要の規定の整備を行うこと。

8 施行期日等

(一) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) この法律に施行の状況について検討規定を設けるほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成二十六年十一月十日

消費者問題に関する特別委員長 鴨下 一郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を行い、課徴金額の算定率や規模基準の設定等について、必要な見直しを行うこと。

二 自主申告による課徴金額の減額措置については、悪質な事業者を利用されることがないよう、申告が適正なものであるか否かについて厳正な判断を行うこと。

三 返金措置による課徴金額の減額措置については、返金の合計額が課徴金額を上回る等の場合には課徴金の納付を命じないこととなることに鑑み、その運用を公平公正なものとする。

四 課徴金制度の運用に必要な人員の適正な配置を行い、十分な予算を確保するとともに、都道府県とも密接な連携をとりながら進めていくこと。

五 広告・表示の適正化に向けた事業者団体や消費者団体等による自主的な取組を促進するため、情報の提供をはじめ、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。

六 不当表示等の解釈については、事業活動を過度に萎縮させることがないよう、国際的な動向を踏まえ、その基準の明確化と周知徹底を図るとともに、問合せ窓口の設置などの相談体制を充実させること。

衆議院会議録第二号中正誤

二二ページ三段九行「玄葉光一郎君外七名」を「玄葉光一郎君外八名」に、二二ページ三段二行「前原誠司君外六名」を「前原誠司君外七名」に訂正する。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
一〇四	一八円